別紙

事　務　連　絡
令和２年２月２６日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　様

国土交通省
自動車局整備課長

当面のイベント等の開催及び時差出勤・テレワークの活用促進について（要請）

新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であります。こうした考えの下、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下、「基本方針」という。）が新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました。

基本方針を踏まえ、下記のとおり要請させていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

① 当面のイベント等の開催について

基本方針でも記されている様に、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請を行っているところです。（※）

その上で、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「政府といたしましては、この１～２週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後２週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」とのご発言があったところです。

これを踏まえ、貴会におかれましては、本要請内容について、貴会傘下会員に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

※　国土交通省では、２月２０日に厚生労働省から発表された「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において、イベント等の開催の必要性を改めて検討要請すること等が示されたことを受け、既に関係業界に対してその内容を広く周知し、感染拡大防止のための取組を要請したところ。

② 時差出勤・テレワークの活用促進について

現在、国土交通省では、政府全体の方針に基づき、２月２５日よりテレワークや時差出勤を活用して可能な限り多くの職員が混雑時間帯を避けて職務を行えるよう、必要な態勢の整備を図っております（別添①官房長官会見）。

これを踏まえ、２４日付で省内に、２５日付で地方機関等に対してそれぞれ早出遅出勤務の特例について通知するとともに、２５日には当該特例を活用した混雑時間帯を避けた出勤、テレワークを実施することといたしました（別添②～④）。また、内閣人事局からは、各府省における時差出勤・テレワーク活用のための体制の整備の状況、及び、時差出勤・テレワーク等により混雑時間帯の出勤を回避した職員数について把握を行うこととされました（別添⑤～⑦）。

ついては、こうした取組を参考に、貴会におかれましても、国の取組に準じた時差出勤・テレワークの活用促進を図っていただくようお願いいたします。

場合によっては、こうした取組についてフォローアップさせていただくことも想定されますので、その際はご協力を賜れれば幸いです。

参考

官房長官会見（令和２年２月２５日午前）抜粋

（報道ベース・未定稿）

【冒頭発言】

新型コロナウイルス感染症については当面この時期に確実かつ効果的な感染防止策を講じることが、今後の国内での流行を抑える上で極めて重要であると考えております。そのため先週２０日、厚労省から企業におけるテレワークや時差出勤が有効な対策である旨メッセージを出し、経済産業省から各経済団体に対しても各企業への周知を要請したところです。また、各省庁におけるテレワークや時差出勤についても、きのう改めて臨時の次官等連絡会議を開催をし、早速本日からテレワークや時差出勤を活用して可能な限り多くの職員が混雑時間帯を避けて勤務を行えるよう必要な態勢の整備を図っていただくよう指示をしたところであります。

【新型肺炎】

―政府はきょう午後の対策本部会合で総合的な基本方針を決定する予定だが、狙いと実効性は。

まず新型コロナウイルスについては国内の複数地域で感染経路が明らかではない患者が発生し、現時点は大規模な感染拡大を防止する上で重要な局面である、このように考えてます。確実かつ効果的な感染拡大防止策を講じ、患者増加のスピードを抑制することは今後の流行を抑える意味で極めて重要だというふうに思います。同時に今後、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者の発生を抑制する観点から重症化防止を中心にして医療提供態勢を早急に整える必要がある、こういうふうに考えてます。現在の状況を的確に把握をし、国、地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民の皆さんが一丸となって対策をさらに進めていく必要があり、今後の状況の進展を見据えて、国民の皆さんや企業に対する情報提供、感染拡大防止策、医療提供態勢等について講じていくべき対策を整理をして、国民の皆さまに総合的な基本方針としてお示しをすることにいたしました。

国官人第２０１２号
令和２年２月２４日

本省内部部局長等　殿

大臣官房人事課長
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための早出遅出勤務の特例について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、下記のとおり早出遅出勤務上の措置を講じることとしましたので、通知します。

なお、新型コロナウイルスの発生という特殊の事情により弾力的かつ機動的な勤務時間管理の対策を実施していくこととしておりますが、各部局等におかれましては、職員の勤務時間管理について遺漏なきよう取り計らい願います。

記

内部部局長等は、所属職員の通勤途上における新型コロナウイルスの感染機会を減らすため、所属職員の早出遅出勤務を実施することが必要と判断した場合には、公務の運営に支障がない範囲において以下の割振り等により早出遅出勤務をさせることができるものとする。なお、当該早出遅出勤務を実施することについては、「国土交通省職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」第８条による国土交通大臣の承認を得たものとして取り扱って差し支えない。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
Ａ勤務	午前７時３０分から正午まで及び 午後１時から午後４時１５分まで	正午から午後１時まで
Ｆ勤務	午前１０時から正午まで及び 午後１時から午後６時４５分まで	
Ｇ勤務	午前１０時３０分から正午まで及び 午後１時から午後７時１５分まで	

以上

国官人第２０２３号
令和２年２月２５日

施設等機関
特別の機関　　の長　殿
地方支分部局

大臣官房人事課長
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための早出遅出勤務の特例について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、下記のとおり早出遅出勤務上の措置を講じることとしましたので、通知します。

なお、新型コロナウイルスの発生という特殊の事情により弾力的かつ機動的な勤務時間管理の対策を実施していくこととしておりますが、各機関等におかれましては、職員の勤務時間管理について遺漏なきよう取り計らい願います。

記

１　部局長等は、所属職員の通勤途上における新型コロナウイルスの感染機会を減らすため、所属職員の早出遅出勤務を実施することが必要と判断した場合には、「国土交通省職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」（以下「勤務時間訓令」という。）第６条第８項及び第９項の規定に基づき部局長等が定める勤務時間の割振り等の範囲内で早出遅出勤務をさせることができるものとする。

なお、当該早出遅出勤務を実施することについては、勤務時間訓令第８条による国土交通大臣の承認を得たものとして取り扱って差し支えない。

２　部局長等は、勤務地の通勤事情に応じて前項の早出遅出勤務の勤務区分に新たに勤務区分を追加する必要があると判断した場合には、事前に大臣官房人事課長に対して実施内容を報告するものとし、当該報告をもって勤務時間訓令第８条による国土交通大臣の承認を得たものとして取り扱って差し支えない。

以上

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための
早出遅出勤務等の実施について

令和2年2月25日　大臣官房人事課

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、国土交通省としても、混雑時間帯を避けた出勤やテレワークの実施により、職員への新型コロナウイルスの感染機会を減らす取組を実施しますので、ご協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた早出遅出勤務の特例」等を活用した混雑時間帯を避けた出勤、テレワークを以下のとおり実施する。

（1）期間

２月２５日（火）から当面の間

（地方機関については、２月２６日（水）以降順次）

（2）対象（目標）

ア　本府省等常勤職員及び地方支分部局等常勤職員のうち勤務時間訓令第６条第４項の「通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在する庁舎に勤務する職員」の5割

イ　上記以外の職員のうち公共交通機関で通勤する職員についてはできる限り

（3）取組内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた早出遅出勤務の特例、早出遅出勤務、フレックス等による混雑時間帯を避けた出勤、テレワークにより、混雑時間帯（首都圏については8時台、9時台）の出勤を回避。

以上